

公示用設計図書等ダウンロード頒布に関する取扱要領

＜令和5年4月24日決定＞

（目的）

第1条 この要領は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下、「組合」という。）が発注する建設工事及び委託業務並びに物品購入等（以下「工事等」という。）の入札契約手続きの効率化に資するため、組合ホームページからの公示用設計図書、見積用参考資料、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）のダウンロード頒布の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2条 この要領に定める設計図書等の頒布対象は、組合の契約規則（平成16年規則第2号）に定める組合が発注する工事等で、一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札等」という。）によるものとする。

（頒布対象者）

第3条 頒布対象者は、一般競争入札への入札参加を希望する者及び指名業者（以下「入札参加者」という。）とする。

2 入札参加者のうち、指名業者がダウンロード頒布を利用する場合には、入札案件ごとに設定したパスワードを必要とする。

（頒布内容）

第4条 頒布内容は、当該工事等に必要設計図書等とし、原則としてPDFファイル形式とする。

（公開期間）

第5条 組合ホームページで設計図書等を公開する期間は、告示日又は指名通知日から当該入札日までとする。

（設計図書等閲覧の確認）

第6条 入札参加者のうち、指名業者については、設計図書等をダウンロード又は閲覧した際は、速やかに閲覧済である旨のメールを契約担当課に送信するものとする。

（設計図書等の取扱い）

第7条 ダウンロードした設計図書等は当該入札の見積りにのみ使用するものとする。

2 入手した設計図書等を、第三者に譲渡、提供、賃借、閲覧に供することは不可とする。ただし、共同企業体の構成員間における場合を除く。

3 入札終了後は、ダウンロードした者の責任においてダウンロードしたファイルの消去、印刷した場合はシュレッダー裁断等により、速やかに適正に処分するものとする。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行し、同日以降に告示又は指名通知を行う入札等から適用する。